

○平成二十六年総務省告示第九十七号（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第三条第一項に規定する総務大臣の定めるところにより算定した額を定める件の一部を改正する件）新旧対照表  
 （傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第三条第一項に規定する総務大臣の定めるところにより算定した額は、次のとおりとする。</p> <p>借入期間又は提供を受ける期間の定めがある場合は、予定賃借料の総額に見積残存価額（借り入れた物品等をその借入れの終了の時に買い入れるとした場合の予定価格）を加えて得た額又は特定役務の予定価格の総額とし、その他の場合は、一月当たりの予定賃借料又は特定役務の予定価格に四十八を乗じて得た額</p>	<p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第三条第一項に規定する総務大臣の定めるところにより算定した額は、次のとおりとする。</p> <p>一月当たりの予定賃借料又は特定役務の予定価格に四十八を乗じて得た額</p>